

支部役員等の選出方法に関する指針

この指針は、公益社団法人福岡県宅地物取引業協会の支部役員及び支部推薦の理事及び監事の選出方法について定めるものとする。

第1 支部役員を選任について

1 幹事の選任について

代議員は幹事候補者となる。また、代議員である幹事候補者が選出する者を幹事候補者に加えることができるものとし、支部総会において承認を受ける。

2 支部長の選任について

(1) 支部長は、理事候補者が理事候補者の中から互選により選出する。立候補者多数の場合は、代議員である幹事候補者が選挙により選出し、支部総会において承認を受ける。

(2) 支部長が欠けたときは、幹事会において、理事の中から選出する。

3 副支部長の選任について

(1) 副支部長、専任幹事及び常任幹事は、幹事会の同意を得て、幹事の中から支部長が選任する。

(2) 副支部長、専任幹事又は常任幹事に欠員が生じたときは、幹事会の同意を得て、幹事の中から支部長が選任する。

4 支部監事の選任について

(1) 支部監事は、代議員である幹事候補者が正会員の中から選出し、支部総会において承認を受ける。

(2) 支部監事に欠員を生じたときは、正会員の中から、幹事会において選任し、次期の支部総会において報告する。

第2 本部役員等の選出について

1 代議員の選出について

代議員選出は、社員（代議員）選出規程による。

2 理事候補者の選出について

(1) 理事候補者は、代議員である幹事候補者が、代議員の中から選出し、支部総会の承認を得て本部に理事を推薦する。ただし、定数を超える立候補がある場合は、選挙により決定する。

(2) 理事に欠員が生じたときは、幹事会において、代議員の中から本部に理事を推薦する。

3 本部監事候補者の選出について

(1) 支部から本部監事（員外監事を除く。以下同じ。）を推薦する場合は、当該支部の代議員である幹事候補者が、正会員の中から選出し、支部総会の承認を得て本部に推薦する。ただし、定数を超える立候補がある場合は、選挙により決定する。

(2) 支部推薦の本部監事に欠員を生じたときは、幹事会において正会員の中から選出する。

4 本部専門委員会等の委員及び不動産相談員の推薦について

本部専門委員会等の委員及び不動産相談員は、幹事会の同意を得て、正会員の中から支部長が推薦するものとする。

第3 選挙管理委員会の設置について

1 設置について

支部役員、本部役員候補者等の選出に関し、支部に選挙管理委員会を置くものとする。

2 兼務の禁止について

(1) 代議員選出のための選挙管理委員は、代議員候補者、理事候補者を兼ねることができない。

(2) (1)の代議員のための選挙管理委員会が、支部役員、本部役員候補者等の選出に関する委員会を兼ねる場合の委員は、幹事候補者及び本部・支部の監事候補者を兼ねることができない。

3 選挙管理委員会の運営について

選挙管理委員会の運営等については社員（代議員）選出規程を準用する。

第4 代議員選挙における立候補者の推薦人の取扱いについて

代議員の立候補による推薦人について、支部の幹事会において、推薦人を必要としない旨、または必要とする場合は、推薦人の資格及び推薦人の数等を、定めることができる。

第5 本指針の改廃について

本指針を変更又は廃止する場合は、理事会の承認を得て、行うものとする。